

保護者のみなさまへ

紀の川市福祉事務所長  
(公印省略)

新型コロナウイルス感染症拡大防止に伴う保育所等の登園自粛について（お願い）

新型コロナウイルス感染症について、県内での感染状況および、近隣市町村での感染者の公表があったこと、また乳児の感染についても報告があることから、保育所等をご利用の方で、家庭での保育が可能な場合、登園の自粛をお願いいたします。

今回の登園自粛につきましては、あくまでも感染拡大防止のためのご協力をお願いするものです。

保護者のみなさまにおかれましては、新型コロナウイルス感染症拡大防止に向け、ご理解とご協力を賜りますよう、よろしくお願いいたします。

※このお願いについては、特に求職活動中や育児休業中、妊娠・出産に支障のない期間や、勤務先の臨時休業中など、ご家庭での保育が可能な方を対象とするものであり、保育が必要な方に登園自粛をお願いするものではありません。

※今後の感染拡大の状況等により変更する可能性がありますので、ご了承ください。

## 記

### 1. 登園自粛をお願いする期間

令和 2 年 4 月 9 日（木）から 4 月 30 日（木）まで

### 2. 登園自粛に伴う保育料の減免申請の提出について

ご協力していただけるご家庭につきましては、各保育所等へ連絡のうえ、所定の様式を、4 月 15 日（水）までに在園している保育所等まで提出をお願いします。申出のあった期間中の保育料等は減免いたします。

### 3. 保育料の取り扱いについて

①保育料の減免の適用する期間中に、感染症の拡大防止を理由に欠席した場合（体調不良等による欠席を含む）に、保育料の減免（日割計算）を 1 日単位で適用します。

#### ②保育料の計算方法

4 月の保育料＝月額保育料÷25 日×出席日数

（例） 4 月分保育料月額 36,000 円・出席日数 10 日 の場合

36,000 円÷25 日×10 日＝14,400 円

4 月分の保育料は、減免前の金額でいったんお納めいただき、4 月の利用状況を確認した後、紀の川市から利用者負担額決定通知書を送付し、6 月分以降の保育料の納付の際に、減免額分を差し引いた金額を保育料として請求いたします。

※給食費等の取扱いについては、後日お知らせします。

4. 育児休業の取扱いについて

4月入所の場合は5月16日までの職場復帰をお願いしていましたが、登園自粛に伴い、職場復帰は6月16日まで可とします。万が一それ以降の復帰となる場合は、こども課まで連絡をお願いします。

5. 求職活動の取扱いについて

4月入所の場合は6月末までの利用期間としていましたが、登園自粛に伴い、求職活動期間を7月末まで延長します。就職が決まり次第、勤務等証明書を園に提出してください。

6. その他

5月以降の取扱いについて

現時点では、登園自粛要請は4月9日から4月30日までですので、保育料の日割り対象期間も同様の期間となります。状況が変わり5月以降も自粛要請を行う場合は改めてお知らせします。

事務担当 紀の川市福祉部 こども課 保育班

TEL0736-77-2511（代表）